

長崎市ブロック塀等除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、通学路に面する危険なブロック塀等の除却を行うことにより、地震発生時のブロック塀等の倒壊による人的被害を未然に防止し、もって安全・安心な住環境づくりを推進するため、当該除却を行う者に対し、予算の範囲内において、長崎市ブロック塀等除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀 補強コンクリートブロック造及び組積造の塀（門柱、門扉、フェンス等を除く。）をいう。
- (2) はね出しスラブ 擁壁の上部にある張り出したスラブ部分をいう。
- (3) ブロック塀等 ブロック塀及びはね出しスラブをいう。
- (4) 通学路 教育委員会が指定する小学校の指定通学路並びに長崎市立小学校の児童及び長崎市立中学校の生徒（以下「児童等」という。）が通学する経路（指定通学路を除く。）であって、当該児童等が通学する長崎市立小学校及び長崎市立中学校が認めるものをいう。
- (5) 敷地1面 敷地平面を四角形と捉えた場合に、当該敷地の1辺が通学路に面しているものをいう。
- (6) 非課税世帯 世帯の全ての者が、市民税の非課税者である世帯をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、本市内に存するものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 通学路に面して設けられ、かつ、道路面からの高さが1メートル以上のブロック塀で、ひび割れ・傾き又はぐらつき等が認められ、倒壊等の危険な状態にあるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合しないものを除く。）
- (2) ひび割れ・鉄筋の爆裂等が認められ、落下等の危険な状態にあるはね出しスラブであって、前号のブロック塀とあわせて除却を行うもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象ブロック塀等の存する建物の登記事項証明書又は土地の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳（建物若しくは土地）評価額証明書、固定資産課税台帳（建物若しくは土地）課税額証明書又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者（法人を除く。）
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に規定する者から補助対象ブロック塀等の除却についての同意を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象ブロック塀等が複数人の共有である場合又は補助対象ブロック塀等の存する建物若しくは土地の登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、当該共有者（補助金の交付の申請をしようとする者が共有者の1人である場合にあつては、当該補助金の申請をしようとする者を除く。）又は権利者から補助対象ブロック塀等の除却についての同意を得られない者は、補助対象者としな

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象ブロック塀等の除却工事で、市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は市内に住所を有する個人に請け負わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却工事は、補助対象工事としな

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した除却工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする除却工事
- (3) 門柱、門扉、フェンス、地中にある基礎、擁壁その他これらに類するものの除却工事
- (4) その他市長が不相当と認める除却工事

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要した経費とする。

（補助金の額）

第7条 ブロック塀に係る補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、120,000円（敷地が通学路に2面以上に面する場合は、240,000円）を上限とする。ただし、補助対象者（第4条第1項第3号の同意を受けた者を除く。）の属する世帯が非課税世帯である場合の補助金の額は、補助対象経費（廃棄物運搬処分費を除く。）の全額とし、敷地の面する数にかかわらず、200,000円を上限とする。

2 はね出しスラブに係る補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、80,000円（敷地が通学路に2面以上に面する場合は、160,000円）を上限とする。

3 前2項の規定により得た額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（事前調査）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ、次条に規定する交付の申請をしようとするときは、事前調査申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その一部を省略させることができる。

- (1) 事前調査の申請をする者の印鑑登録証明書
- (2) 補助金の交付を受けようとするブロック塀等の付近見取図、写真及び配置図
- (3) 補助金の交付を受けようとするブロック塀等の（建物又は土地）登記事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳（家屋若しくは土地）評価額証明書、固定資産課税台帳（家屋若しくは土地）課税額証明書又は固定資産税納税通知書の写し）
- (4) 第4条第1項第3号に規定する同意を受けた者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあつては、同項第1号又は第2号に規定する者の補助金の交付を受けようとするブロック塀等の除却についての同項第1号に規定する者の同意書又は同項第2号に規定する者全員の

同意書

- (5) 第4条第1項第2号に規定する相続人又は同項第3号の規定により同項第2号に規定する者から同意を得た者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、同項第1号に規定する者及び同項第2号に規定する者との相続関係図及び相続関係が確認できる戸籍謄本
- (6) 誓約書（第2号様式）
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する事前調査申請書を受理したときは、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その結果を事前調査結果通知書（第3号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 規則第3条第1項に規定する市長が定める補助金の交付の申請の提出期日は、事前調査結果通知書の通知日から起算して60日以内又は補助金の交付の申請を行う日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までとする。

- 2 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市ブロック塀等除却費補助金交付申請書（第4号様式）を用いるものとする。
- 3 規則第3条第1項第4号の実施設計書は、工事計画書（第5号様式）を用いるものとする。
- 4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その一部を省略させることができる。

- (1) 事前調査結果通知書の写し
- (2) 補助対象工事の見積書（内訳明細の記載があるものに限る。）
- (3) 補助対象ブロック塀等の平面図及び立面図（前条第2項第1号の配置図で同等の内容が判別できる場合には平面図及び立面図とも省略できる。）
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

5 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第3号までの書類の添付は、省略させるものとする。

（交付及び不交付の決定）

第10条 規則第22条の規定により、補助金の交付の決定の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書（第6号様式）を用いるものとする。

2 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不相当と認めたときの通知は、補助金不交付決定通知書（第7号様式）を用いるものとする。

（交付の条件）

第11条 規則第5条第1項第4号に規定する市長が必要があると認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助金交付決定通知書の通知日から原則60日以内に、除却工事に着手すること。
- (2) 補助対象工事を施工する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守すること。
- (3) 補助金交付決定通知書の通知日の属する年度の2月末日までに補助対象工事を完了すること。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 補助対象工事完了後の土地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

- (5) 補助対象工事において除却する補助対象ブロック塀等が土留めを兼ねている場合は、その除却後、土等が通学路等へ流出しないように必要な措置を講じること。
- (6) 補助対象工事に係る経費の収支の状況を明らかにする書類、帳簿等を補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。
- (7) その他市長が特に必要があると認める事項
(申請内容の変更)

第12条 規則第22条の規定により、補助金交付申請の内容変更の承認の申請は、規則第5条第3項の補助事業等変更中止(廃止)承認申請書に代えて、補助金交付申請変更承認申請書(第8号様式)を用いるものとする。

2 前項に規定する変更の申請には、変更の内容が確認できる書類を添付するものとする。

3 市長は、第1項に規定する変更の申請を受け、承認した場合は、補助金交付申請変更承認通知書(第9号様式)を用いて申請者に対して通知するものとし、承認しなかった場合は、補助金交付申請変更不承認通知書(第10号様式)を用いて申請者に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、補助金交付決定通知書の通知日から起算して60日を経過する日とする。

2 規則第7条の申請の取下げには、補助金交付申請取下げ書(第11号様式)を用いるものとする。

(決定の取消等)

第14条 規則第22条の規定により、規則第8条第3項及び規則第16条第3項において準用する規則第6条の通知は、同条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定取消通知書(第12号様式)を用いるものとする。

(完了報告書)

第15条 規則第12条に規定する実績報告書を提出しなければならない期日は、補助対象工事完了の日から起算して14日以内又は補助対象工事の完了の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までとする。

2 規則第22条の規定により、補助対象工事の完了の報告は、規則第12条の補助事業等実績報告書に代えて、工事完了報告書(第13号様式)を用いるものとする。

3 規則第12条第2号に規定する市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象ブロック塀等の除却後の写真
- (2) 補助対象工事を行った者の工事完了証明書(第14号様式)
- (3) 補助対象工事の代金を支払った際の領収書又は請求書の写し(内訳明細の記載があるものに限る。)
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 規則第22条の規定により、補助金の額の確定は、規則第13条の補助金等確定通知書に代えて、補助金確定通知書(第15号様式)を用いるものとする。

(補助金の請求)

第17条 規則第22条の規定により、規則第15条第2項の請求書は、補助金交付請求書(第16号様式)を用いるものとし、補助金確定通知書の通知日から起算して14日を経過する日ま

で提出しなければならない。

(事業完了後の提出書類)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助対象工事の代金を支払った際の領収書の写しを補助金の受領日から14日以内に提出しなければならない。ただし、第15条第3項第3号の規定により、既に領収書の写しを提出している場合は、この限りでない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和2年4月20日長崎市告示第241号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (令和3年3月25日長崎市告示第192号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市ブロック塀等除却費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の長崎市ブロック塀等除却費補助金交付要綱に定める様式による用紙には、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和5年3月29日長崎市告示第115号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市ブロック塀等除却費補助金交付要綱第4条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の申請を行う者について適用し、同日前に補助金の申請を行った者については、なお従前の例による。